

## 宮崎市南部老人福祉センター等の指定管理者候補者の選定について

宮崎市南部老人福祉センター等指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和 2 年 12 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

### 1. 指定管理者候補者の概要

#### (1) 団体の名称

社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団

#### (2) 代表者名

理事長 長野 文明

#### (3) 主たる事務所の所在地

宮崎市宮崎駅東一丁目 6 番 2

#### (4) 設立年月日

平成 14 年 4 月 1 日

#### (5) 事業概要

##### ① 第 2 種社会福祉事業

イ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の経営及び受託経営

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護事業の受託経営

ハ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業の経営（そうだんサポートセンターおおぞら）

ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業の経営（そうだんサポートセンターおおぞら）

ホ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業の経営（そうだんサポートセンターおおぞら）

ヘ 児童厚生施設の受託経営（地域子育て支援拠点事業（児童館型）の実施を含む）

ト 放課後児童健全育成事業の受託

チ 老人福祉センターの受託経営

##### ② その他の事業

イ 障がい児（者）総合診療所の受託経営

#### (6) 資本金又は基本財産

3,000 千円

(7) 従業員数

184 人

2. 指定期間（予定）

(1) 跡江老人いこいの家を除く 5 施設

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(2) 跡江老人いこいの家

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで（1 年間）

※生目地域複合型施設（令和 4 年度供用開始）へ統合のため、令和 3 年度末に廃止予定

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

名 称	概 要			
	所 在 地			
宮崎市南部老人福祉センター	所 在 地	宮崎市大字恒久字西原 5124 番地		
	敷地面積 (㎡)	5,676.61	延べ床面積 (㎡)	853.80
宮崎市赤江老人福祉センター	所 在 地	宮崎市大字本郷南方字榎田 2487 番地 4		
	敷地面積 (㎡)	2,175.00	延べ床面積 (㎡)	416.39
宮崎市跡江老人いこいの家	所 在 地	宮崎市大字跡江字下エゴ 316 番地		
	敷地面積 (㎡)	4,626.56	延べ床面積 (㎡)	283.39
宮崎市住吉老人いこいの家	所 在 地	宮崎市大字広原字堀田 1066 番地		
	敷地面積 (㎡)	2,863.59	延べ床面積 (㎡)	285.69
宮崎市古城老人いこいの家	所 在 地	宮崎市古城町孫太郎 2494 番地		
	敷地面積 (㎡)	4,523.98	延べ床面積 (㎡)	274.32
宮崎市赤江運動広場	所 在 地	宮崎市大字本郷南方字榎田 2487 番地 1		
	敷地面積 (㎡)	1,956		

(2) 老人福祉センター（南部・赤江）の業務概要

- ① 生活相談及び健康相談に関する業務
- ② 生業及び就労の指導に関する業務 ※南部のみ
- ③ 機能回復訓練の実施に関する業務 ※南部のみ
- ④ レクリエーション等の実施に関する業務
- ⑤ 使用の許可に関する業務
- ⑥ 施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務

- ⑦ 上記のほか、老人センターの設置目的を達成するために必要な業務
- (3) 老人いこいの家（住吉・跡江・古城）の業務概要
- ① 休養のための施設の提供に関する業務
  - ② 老人の教養、レクリエーション等に関する業務
  - ③ 利用の許可に関する業務
  - ④ 施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
  - ⑤ 上記のほか、いこいの家の設置目的を達成するために必要な業務
- (4) 赤江運動広場の業務概要
- ① 利用の許可に関する業務
  - ② 施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
  - ③ 上記のほか、運動広場の設置目的を達成するために必要な業務
- (5) 現在の管理方法
- 指定管理者 宮崎市社会福祉事業団・シルバー人材センター共同体  
(平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)

#### 4. 事業計画の概要

別紙「事業提案概要書」のとおり。

※ 別紙「事業提案概要書」は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、実際に行う事業の計画は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

## 5. 収支計画の概要

### ■収入

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	5ヵ年合計
指定管理料	61,823	53,244	53,365	53,196	53,207	274,835
その他の収入	60	60	60	60	60	300
収入合計	61,883	53,304	53,425	53,256	53,267	275,135

### ■支出

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	5ヵ年合計
人件費	32,407	27,244	27,252	27,260	27,267	141,430
需用費	1,240	1,084	1,220	1,066	1,092	5,702
旅費	139	120	120	120	120	619
役務費	792	644	644	644	644	3,368
委託料	12,159	11,222	11,245	11,268	11,291	57,185
使用料	409	331	331	331	331	1,733
事業費	13,397	11,770	11,724	11,678	11,633	60,202
その他	1,340	889	889	889	889	4,896
支出合計	61,883	53,304	53,425	53,256	53,267	275,135

※ 上記の収支計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、最終的な収支計画（指定管理料を含む。）は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

### ■参考

#### 【令和元年度管理運営費収支決算】

[収入] 計 54,619 千円

・指定管理料 54,574 千円・その他収入 45 千円

[支出] 計 54,619 千円

・人件費 28,017 千円・水道光熱費 8,790 千円・業務委託費 11,243 千円 ほか

※ 上記は、指定管理者からの事業報告に基づき、市の指定管理料積算項目に再配分したものです。

#### 【令和元年度事業実績（主なもの）】

月	事業名
毎月	健康相談
令和元年9月	敬老会
令和2年2月	節分豆まき会

## 6. 選定結果の概要

### (1) 公募の概況

#### ① 応募団体

・社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団

#### ② 選定に関する日程

要項及び申請書類様式の配布	令和2年7月10日～
質問の受付【第1次】	令和2年8月3日～8月7日
質問の回答【第1次】	令和2年8月14日まで随時
提出書類Aの受付（1次締切）	令和2年8月21日
質問の受付【第2次】	令和2年8月24日～8月28日
質問の回答【第2次】	令和2年9月4日まで随時
提出書類Bの受付（最終締切）	令和2年9月23日
ヒアリングの実施	令和2年10月15日

### (2) 宮崎市指定管理者候補者選定委員会（福祉部）

（敬称略）

	役 職 等	氏 名
委員長	宮崎県立看護大学 准教授	松本 憲子
委員	大淀地域自治区地域協議会 会長	中川 雄一
〃	宮崎市地域婦人会連絡協議会 副会長	茜ヶ久保 眞由美
〃	地域振興部長	横山 伸子
〃	社会福祉第二課長	柳田 哲宏

### (3) 選定の概況

#### ア 選定理由

福祉部指定管理者候補者選定委員会において、申請者からの応募書類及びヒアリングをもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」で定める次の基準により、総合的に審査を行った。

- ① 事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な利用を確保すること
- ② 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成すること
- ③ 事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図ること
- ④ 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有していること
- ⑤ 安全管理に対する対応
- ⑥ 労働福祉の状況
- ⑦ 環境保護及び障がい者の雇用等の福祉政策への取組状況

その結果、施設の設置目的を十分に理解し、特性に応じた専門性ととも一定の組織力を有していることや、各種社会福祉関係団体との調整能力があること、また、

多彩な分野に職員研修を充実させながら対応していること等の理由から、社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団が、当該選定基準に適合していると認められたため、当該団体を指定管理者候補者に選定した。

イ 審査結果一覧

選定の基準	満点 (配点×委員数)	最低 基準点	候補者 社会福祉法人 宮崎市社会福祉事業団
1. 事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること	150		117
2. 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること (重要基準)	300	180 (満点×60%)	236
3. 事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること	100		70
4. 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること	175		134
5. 安全管理に対する対応	125		98
6. 労働福祉の状況	25		19
7. 環境保護及び障がい者の雇用等の福祉政策への取組状況	50		37
合計得点	925	555 (満点×60%)	711
選定委員会における多数決の結果			5
【参考】提案金額			274,835 千円